

令和3年9月1日 建設防災委員会

委 員 会 資 料

頁

【報告】令和2年度神戸市各会計予算繰越しの報告について（水道局関係分）

- | | | |
|---|--------------------------|---|
| 1 | 令和2年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書 | 1 |
| 2 | 令和2年度神戸市工業用水道事業会計予算繰越計算書 | 3 |

水 道 局

【報告】令和2年度神戸市各会計予算繰越しの報告について(水道局関係分)

1 令和2年度神戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務		左の財源内訳			不 用 額	翌年度繰越額に 係る繰越しを要 するたな卸資産 の購入限度額	明 説	
				発生額	翌年度繰越額	国庫支出金	企業債	その他				
1	資本的支出	1	建設改良費	円	円	円	円	円	円	円	円	
		基幹施設 整備工事	3,605,388,000	2,470,198,022	1,082,839,000	-	-	1,082,839,000	52,350,978	1,000,000	工程調整のため	
		配水管整備 増強工事	6,895,066,000	5,445,600,848	1,446,559,000	-	-	1,446,559,000	2,906,152	10,000,000	工程調整のため	
		貯浄配水施設 改良工事	1,847,422,000	1,574,026,592	259,510,000	14,169,000	-	245,341,000	13,885,408	1,000,000	工程調整のため	
	合	計	12,347,876,000	9,489,825,462	2,788,908,000	14,169,000	-	2,774,739,000	69,142,538	12,000,000		

○参考

地方公営企業法ぬきがき

(予算の繰越)

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかったものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 前項の規定による場合を除くほか、毎事業年度の支出予算の金額は、翌事業年度において使用することができない。ただし、支出予算の金額のうち、年度内に支出の原因となる契約その他の行為をし、避け難い事故のため年度内に支払義務が生じなかったものについては、管理者は、その金額を翌事業年度に繰り越して使用することができる。

3 前二項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

繰越明細表

(単位:円)

事業名	工事名	繰越額	繰越理由
基幹施設整備工事	配水池等耐震補強工事	30,388,000	工程調整のため
	北神2系統化整備工事	89,579,000	
	千浄水場更新関連工事	803,572,000	
	4 拡トンネル更生工事	124,268,000	
	上ヶ原量水地改修工事設計業務委託	20,000,000	
	緊急貯蓄システム再整備	15,032,000	
	計	1,082,839,000	
配水管整備増強工事	経年配水管更新工事	1,434,251,000	
	配水管受託取替工事	4,454,000	
	配水管新設改良工事	7,854,000	
	計	1,446,559,000	
貯浄配水施設改良工事	波豆川水質観測所水位計改修	1,040,000	
	長峰山特1高層配水場土砂災害対策工事	55,170,000	
	十文字特1高区・低区配水場土砂災害対策他工事設計業務	18,300,000	
	多井畑ポンプ場土砂災害対策他工事設計業務	17,530,000	
	大容量送水管奥平野立坑湧水対策工事	7,828,000	
	友ヶ丘特1高層配水池整備工事設計業務	11,670,000	
	有馬低区配水池内面防水他工事	7,972,000	
	藤原ポンプ場電気設備更新工事	140,000,000	
計	259,510,000		
	合計	2,788,908,000	

